

奈良県教育委員会

週報

第2264号

平成29年2月16日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 中 ・ 高 等 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校教育課	1
博物館等の活用について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 長	学校教育課	15
平成30年度奈良県立高等学校入学者選抜の日程について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 中 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 県 立 学 校 長	学校教育課	21
平成29年度奈良県教育委員会指定研究員の募集について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 公 立 学 校 (園) 長	教育研究所	23
子どもの元気をつくる「早寝早起き朝ごはん」～生活習慣向上のための指導者研修会の開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 (園) 長	教育研究所	29
平成28年度キャリアセミナーの開催について	各 県 立 高 等 学 校 長	教育研究所	31
平成28年度就学前教育センター明日の保育をつくる人材育成フォーラムの開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 園 長	教育研究所	33

(次の週報は、平成29年3月2日(木)発行の予定です。)

教学第1300号

平成29年2月16日

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

このことについて、文部科学省及び厚生労働省から、別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。



28文科初第1379号
職発0124第2号
平成29年1月24日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

厚生労働省職業安定局長
生田 正之

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力願ってきたところでありますが、平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないうよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、平成21年1月19日に公布・施行された職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成21年

厚生労働省令第4号)等に基づく事前通知制度や企業名公表制度、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生(中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)の推薦及び選考開始期日については、平成30年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成29年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業生(新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成29年9月5日(沖縄県については平成29年8月30日)以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成29年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成29年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成29年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成29年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成29年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成29年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成29年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成30年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成14年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

- ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国统一して実施すべき事項についての説明又は確認
- イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法のあり方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議
- ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議
- エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討
- オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議
- カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成29年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、平成29年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長宛て報告すること。

(別添1)



28文科初第1379号
職発0124第3号
平成29年1月24日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

厚生労働省職業安定局長
生田 正之

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成28年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成29年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついでには、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育

学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)及び新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成30年3月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いいたします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成30年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成29年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成29年9月5日(沖縄県については平成29年8月30日)以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成29年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成29年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成29年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成29年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成29年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成29年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成29年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成30年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成29年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。
- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

(別添2)



28文科初第1379号
職発0124第4号
平成29年1月24日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

厚生労働省職業安定局長
生田 正之

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴機関を始め各経営者団体等の御協力により、平成28年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成29年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついでには、貴機関におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、御協力を賜るようお願いいたします。

新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、平成30年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成29年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）
- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成29年9月5日（沖縄県については平成29年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成29年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業生に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成29年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成29年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成29年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成29年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成29年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成29年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成30年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成29年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

(別添 3)



職 発 0 1 2 4 第 5 号
平成 2 9 年 1 月 2 4 日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長

新規学校卒業者の文書募集について

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、平成 3 0 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体におかれましても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに貴団体傘下の会員企業等に対する周知につきましても、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 新規高等学校卒業予定者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、平成 2 9 年 7 月 1 日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。
 - (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。
 - (4) 推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 2 9 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 2 9 年 8 月 3 0 日）以降となるようにすること。
 - (5) 選考開始期日については、平成 2 9 年 9 月 1 6 日以降とすること。
- 2 新規中学校卒業予定者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。

各市町村教委教育長 }
 各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

博物館等の活用について（通知）

学校の創意工夫を生かした指導計画を作成する上で、学校外施設の活用は有効な取組の一つです。

児童生徒の学習意欲を高め、学習効果をあげるために、次年度の学校行事等の計画を立てるに当たって、下記の施設の活用についてよろしくお願いします。

記

1 県内の主な施設

名称	所在地	連絡先	展示内容等
奈良国立博物館	奈良市登大路町 5 0	0742-22-7771 (代表) 050-5542-8600 (ハローダイヤル)	仏教美術を中心とする彫刻、 絵画、書跡、工芸、考古の名品
キトラ古墳壁画体験館「四神の館」	高市郡明日香村阿山 6 7	0744-54-5105	キトラ古墳やキトラ古墳壁画を 体験的に学べる施設
奈良県立美術館	奈良市登大路町 1 0 - 6	0742-23-3968	江戸時代を中心とする絵画や奈 良にゆかりの深い作家の作品等 を展示（特別展は展覧会ごとに 異なる展示）
奈良県立民俗博物館	大和郡山市矢田町 5 4 5	0743-53-3171	県内各地の民俗資料
奈良県立橿原考古学 研究所附属博物館	橿原市畝傍町 5 0 - 2	0744-24-1185	奈良の歴史が分かるような県内 遺跡から出土した埋蔵文化財資 料

うだ・アニマルパーク	宇陀市大宇陀小附 75-1	0745-87-2520	動物とのふれあい、畜産物加工体験、「いのちの教育」プログラム
奈良県立万葉文化館	明日香村飛鳥10	0744-54-1850	万葉の時代の歴史文化や暮らしが体感できる人形や映像などの資料
平城宮跡歴史公園観光交流拠点施設（旧平城京歴史館） ※平成29年2月現在整備中	奈良市二条大路南4丁目地内（朱雀大路西側）	0742-27-8945	日本の国づくりの歴史や当時の平城京の様子などを映像展示
馬見丘陵公園館	河合町佐味田 2202	0745-56-3851	馬見丘陵の古墳や自然についての資料
水平社博物館	御所市柏原235-2	0745-62-5588	水平社運動をはじめとした人権問題歴史資料
なら工芸館	奈良市阿字万字町1-1	0742-27-0033	一刀彫、陶芸など奈良の工芸品工芸教室の開催
橿原市昆虫館	橿原市南山町624	0744-24-7246	昆虫と自然や人との関わりについての資料、放蝶温室
橿原市立こども科学館	橿原市小房町11-5	0744-29-1300	遊びを通じた科学体験
おおくぼまちづくり館	橿原市大久保町40-59	0744-22-4747	まちづくりの歩み、人権学習
大塔コスミックパーク 星のくに	五條市大塔町阪本 249	0747-35-0321	プラネタリウム、天文台
市立五條文化博物館	五條市北山町930-2	0747-24-2011	五條の文化や歴史に関する資料（平成29年度は休館の予定）
香芝市二上山博物館	香芝市藤山1-17-17	0745-77-1700	二上山の噴火によって産出された三つの石（サヌカイト・凝灰岩・金剛砂）と人びとの暮らし
葛城市歴史博物館	葛城市忍海250-1	0745-64-1414	葛城市を中心とした考古・歴史資料や近代の民俗資料

森林科学館	山添村伏拝 8 8 8 - 1	0743-87-0548	自然と生き物の関わりについての資料
天川村洞川エコミュージアムセンター	天川村洞川 7 8 4 - 3 2	0747-64-0999	大峯山系の自然と文化についての資料
森と水の源流館	川上村迫 5 9 0 - 2	0746-52-0888	川上村の特色、自然についての資料、源流体験の開催
春日大社神苑萬葉植物園	奈良市春日野町 1 6 0	0742-22-7788	万葉集にゆかりの深い植物
高松塚壁画館	明日香村平田 4 3 9	0744-54-3340	高松塚古墳壁画の模写、石室内部模型、出土品の模造品
天理大学附属天理参考館	天理市守目堂町 2 5 0	0743-63-8414	世界各地の生活文化資料、考古美術資料
帝塚山大学附属博物館	奈良市帝塚山 7 - 1 - 1	0742-48-9700	考古、民俗、歴史、美術資料や古代朝鮮半島の瓦

(注)

- ・上記以外にも、県内及び近隣府県には児童生徒が学習を進める際に効果的な施設等が多数存在している。
- ・活用に当たっては、学習のねらい、学校・児童生徒の実態等を考慮の上、利用すること。

2 施設の活用例

(1) 奈良国立博物館

奈良国立博物館は、全国に四つしかない国立博物館の一つで、明治 2 8 (1895) 年に開館した日本で 2 番目に古い博物館である。仏像をはじめとする仏教美術と奈良の文化を中心にした展示活動を行っている。毎年秋に開催される「正倉院展」は有名で、海外からも多くの人々が訪れる。

展示室（名品展のみ）には解説ボランティアが常時待機し、質問に応じたり、説明を行ったりする。事前に申し込むと、講堂で仏像や世界遺産について説明を聞くことができる。また、小グループで展示室を案内してくれる。展示室には国宝や重要文化財の美術工芸品が数多くあり、大切に伝えられてきた日本の文化の素晴らしさを感じることができる。社会科や美術科の学習の一環として活用できる。

なお、名品展は高校生以下及び 1 8 歳未満の方は無料となっている。

(2) キトラ古墳壁画体験館「四神の館」

国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区内にある、キトラ古墳やキトラ古墳壁画を分かりやすく学べる体験型施設である。1 階のキトラ古墳壁画保存管理施設では、実物の壁画や

出土遺物を保存管理・展示している。(壁画公開は期間限定、事前登録制) 地下1階の展示室では、キトラ古墳の石室の原寸大レプリカが展示されているほか、キトラ古墳壁画に描かれていた「四神」が高精細映像で実物の最大100倍規模で鑑賞することができ、天井には天文図が投影される。また、大陸から伝わった文化や飛鳥時代に生まれた文化、当時の人々の生活を2メートル四方のジオラマ等を通して学ぶこともでき、郷土の歴史遺産に対する興味関心を高めることができる。

社会科の歴史学習や総合的な学習の時間などの学習の場として活用できる。

入館無料。芝生広場では飲食可能。1階は壁画非公開時は水曜閉室。(祝日の場合は翌平日)

(3) 奈良県立美術館

鹿が群れ遊ぶ豊かな自然に恵まれた奈良公園に隣接する奈良県立美術館は、鎌倉時代から現代に至るまでの絵画、工芸、彫刻、書跡、風俗資料など幅広い美術品約4,100件を有する全国屈指の公立美術館である。

特に江戸時代の日本画、浮世絵、女性風俗に関する各種工芸資料、昭和30年から40年代の日本の抽象画、高畑ゆかりの洋画家の名品、近代陶芸の巨匠富本憲吉の名品、世界中で高く評価されるいるグラフィックデザイナー田中一光の作品等、数多くの所蔵作品がある。

斬新で奈良らしい特別展や企画展を毎年開催し、地域の誇りになるような親しみやすい美術館づくりを展開している。

小学校から高等学校の図画工作科や美術科の学習で、美術館を活用することにより児童生徒は芸術作品をより身近に感じることができる。なお、企画展は、教職員の引率のもと観覧する場合及び土曜日に観覧する場合については、入館料は無料となっている。(特別展については、別途料金が必要)

(4) 奈良県立民俗博物館

昭和49(1974)年に開館した。22.6haの広さをもつ大和民俗公園の中にあり、奈良(大和)に暮らす人々が、その風土の中で育み、改良工夫を重ねながら維持してきた衣食住などの生活用具や稲作、林業などの生産用具約4万2千点を収集し、これらを保存、展示公開している。キュレーターガイドによる解説やビデオ学習なども利用できる。公園内には、江戸時代の民家(国・県指定文化財)15棟が「町屋」「国中(奈良盆地)」「宇陀・東山」「吉野」の4ブロックに分けて移築・復原されている。

小学校中学年の社会科「くらしの移り変わり」の学習の中で、生活道具の変化や県内の地域性に合わせて工夫された昔の家の造りを見学することを通して、学習への関心を高めたり、昔の道具やそれを用いた暮らしに込められた人々の願いを考えたりすることができる。なお、高校生以下の入館料は無料となっている。

(5) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

奈良県内の多くの遺跡からの出土品を旧石器時代から室町時代まで時代順に展示し、説明している。特に、我が国を代表する弥生時代や古墳時代～奈良時代の遺跡からの出土品の展示はよく知られている。展示室では解説ボランティアによる展示解説があり、また、無料スペースでは映像ライブラリー、情報コーナーなども利用できる。県内の遺跡からの出土品を実際に見学することで、社会科の歴史学習等への関心を高めたり、当時の暮らしについて理解を深めたりすることができる。また、県内の考古学や地域史の研究などの数多くの成果に接することができ、郷土の歴史遺産に対する興味・関心を高めることができる。教職員の引率のもと学校教育の一環として観覧する場合、入館料は無料となっている。

(6) うだ・アニマルパーク

動物への理解を深めることにより動物愛護の気持ちを育むことなどを目的として、平成20（2008）年4月に開園した。パーク内の動物学習館の展示見学や、「いのちの教育」プログラムの受講を通して、畜産動物、伴侶動物、野生動物について理解を深めることができる。バター作りなどの畜産物加工体験を通して、畜産動物からの食の恵みを実感することができる。また、えさやりや乳しぼり、乗馬体験、小動物の見学を通して、動物とふれあい、温かみを体感することにより、「動物とのかかわり」、「いのちの大切さ」を実感することができる。生活科や総合的な学習の時間の学習の場として活用できる。

(7) 奈良県立万葉文化館

インタビュー形式で対話する「万葉びとの暮らしインタビュー」など楽しく遊び学べるコーナーもあり、万葉時代の歴史・文化や暮らしなど「万葉の時代」が1300年の時空を超えて体感できるとともに、日本のはじまりの地、飛鳥で、社会科の歴史学習をより深めることができる。また、日本画を中心とした絵画の鑑賞ができるほか、我が国最古の鑄造貨幣「富本銭」などが発掘された飛鳥池工房遺跡を復原展示している。さらに約2万㎡の万葉庭園では、四季を通じて万葉の草木が楽しめるとともに、弁当を食べることも可能。学校行事における観覧料は無料となっている。バス駐車場も有り（無料）。

(8) 平城宮跡歴史公園観光交流拠点施設（旧平城京歴史館）

平城京歴史館は平成28年6月をもって閉館し、新たに平城宮跡歴史公園観光交流拠点施設として平成29年度中の施設完成を目指し、整備中。観光交流拠点施設では、公園区域を拡大し遣唐使船等の関連展示のほか、平城宮跡歴史公園のターミナルエリアとして、交通ターミナル、飲食・物販サービスの提供、奈良県全体の観光情報の発信等を行う予定である。

観光交流拠点施設内には、平城京歴史館と同様に東アジアとの文化交流によって育まれた、わが国の国づくりの姿や奈良時代の人々の文化・暮らしぶりについて、映像を中心に分かりやすく解説する展示を設置する予定である。実際に乗船できる「復原遣唐使船」を

大宮通り沿いに再設置し、往時の壮麗な都をVR技術により再現した「はじまりの都」に加え、大仏造立をクライマックスに奈良時代中期をアニメーションで描いた「安らけし都」を5面マルチスクリーンで上映する「平城京VRシアター」などは引き続き展示予定である。

また、平城京歴史館閉館後も引き続き、奈良時代が効果的に学べる出前学習セット「平城宮跡学習パック」（奈良県平城宮跡事業推進室より無料で貸出し）や、奈良時代の歴史や人々の暮らしをタブレット端末などで楽しく学べるスマートフォンアプリ「なら平城京歴史ぶらり」（無料で配信）などを平城宮跡フィールドワークと組み合わせて社会科の歴史学習や総合的な学習の時間の学習の場として活用できる。

(9) 馬見丘陵公園館

馬見丘陵は、香芝市・広陵町・河合町など2市3町に跨がる標高70m程度の低い丘陵地で、南北約7km・東西約3kmの区域である。付近の丘陵一帯は馬見古墳群のエリアで、古墳の集積地となっている。

昭和40年代後半より丘陵西部では真美ヶ丘や西大和ニュータウンなどの大規模宅地開発が始まったが、丘陵東部に位置する馬見丘陵公園は、これらの開発から自然や古墳群を保全するため、昭和59年8月に都市公園（広域公園）として計画決定し、同年度より公園事業に着手し、平成24年6月に全面開園している。

馬見古墳群は奈良盆地における佐紀盾列古墳群、大和柳本古墳群と並ぶ大和3大古墳群の1つで、4～5世紀に築造されたものが多く、250基を超える大古墳群であり、馬見古墳群の一画にある園内には、池内、乙女山、倉塚、ナガレ山、別所下、狐塚古墳など多くの古墳が保存され、このうちの2箇所が史跡指定されている。馬見丘陵公園館においては、こうした貴重な馬見丘陵公園の古墳や自然について分かりやすく解説している。

入館料は無料で休館日は月曜日（ただし月曜日が休日の場合は次の平日）及び年末年始（12月28日から1月4日）となっている。開館時間は9時から17時（入館は16時30分まで）。

(10) 水平社博物館

水平社博物館では、水平社運動が起こった背景や経過について具体的な展示がなされている。加えて、参加体験型コーナーなども設置され、より充実した展示となっている。

社会科の歴史学習において、教科書に取り上げられている「山田孝野次郎」についてより詳しく知ったり、全国水平社創立大会の熱気を疑似体験したりすることを通して、解放運動やその指導者について学ぶことができる。また、展示や参加体験型コーナーで学んだことを交流し、差別や人権について考えるきっかけとすることができる。

教学第1322号

平成29年2月16日

各市町村教委教育長
各中学校長
各中等教育学校長
各県立学校長

殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度奈良県立高等学校入学者選抜の日程について（通知）

このことについて、別記のとおり定めたのでお知らせします。

なお、関係者に周知くださるようお願いいたします。

(別記)

平成30年度奈良県立高等学校入学者選抜の日程

月	日	曜	実 施 事 項 等											
1			※学習成績一覧表等の提出(1月中旬)											
2	1	木												
	2	金												
	3	土												
	4	日												
	5	月												
	6	火												
	7	水												
	8	木												
	9	金												
	10	土												
	11	日	建国記念の日											
	12	月	振替休日											
	13	火	特 色 選 抜	特 色 選 抜	綿 国 生 徒 等 特 例 措 置	十 教 育 に 関 す る 入 学 者 選 抜	願書受付				願書受付			
	14	水					願書受付	調査書等提出			願書受付			
15	木						調査書等提出							
16	金													
17	土													
18	日													
19	月													
20	火	学力検査等※					欠席届提出		学力検査等	欠席届提出				
21	水	学力検査等※					欠席届提出							
22	木													
23	金													
24	土													
25	日													
26	月	合格発表							合格発表					
27	火													
28	水													
3	1	木												
	2	金												
	3	土												
	4	日												
	5	月												
	6	火	一 般 選 抜	一 般 選 抜	願書受付					願書受付				
	7	水			願書受付	調査書提出			願書受付					
	8	木			調査書提出									
	9	金												
	10	土												
	11	日												
	12	月			学力検査等	欠席届提出								
	13	火												
	14	水												
15	木													
16	金	合格発表					合格発表							
17	土													
18	日													
19	月													
20	火	二 次 募 集	二 次 募 集	願書受付	調査書提出			願書受付						
21	水			春分の日										
22	木													
23	金			学力検査等	欠席届提出		学力検査等	欠席届提出						
24	土													
25	日													
26	月	合格発表				合格発表								
27	火													
28	水													
29	木													
30	金													
31	土													

※ 特色選抜の学力検査等は、2月20日、21日の2日間実施する場合がある。また、大和中央高校定時制課程〔A選抜〕及び綿国生徒等特例措置の学力検査等は、2月20日のみ実施する予定。
・ 定時制課程成人特例措置は、一般選抜、二次募集及び大和中央高校〔A・B選抜〕において実施する予定。

各市町村教委教育長 }
各公立学校（園）長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成29年度奈良県教育委員会指定研究員の募集について（通知）

このことについて、下記により募集しますので、関係教職員へ周知するとともに、応募についてよろしくをお願いします。

記

1 趣 旨

本県教育の向上に役立てるため、奈良県教育委員会指定研究員（以下「研究員」という。）を指定し、教育に関する実践的な研究を奨励する。

2 対象者

県内の公立の幼稚園等・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主事、主任主事、主査等で校長の推薦を得た者とする。

3 期 間

指定の日～平成30年3月31日まで

4 募集人数

16名

5 研究主題

別表（平成29年度奈良県教育委員会指定研究員 研究主題一覧表）

6 研究の進め方等

- (1) プロジェクト研究は、研究員が、県立教育研究所の指導主事等と共に、同一主題を研究する他の研究員と協議しながら、所属校（園）の協力を得て研究を行う。
- (2) 個人研究は、研究員が、個別の研究主題について県立教育研究所の指導主事等の指導・助言を受け、所属校（園）の協力を得て研究を行う。
- (3) 研究員は、原則として、研究期間中10回、県立教育研究所又は研究員の所属校（園）で研究会等を行う。

- (4) 研究主題によっては、専門家等のアドバイザーを設置する場合がある。
- (5) 研究員は研究の成果をまとめ、研究期間終了後に県立教育研究所Webページに掲載するとともに、県立教育研究所における教育セミナーや研修講座等で報告する。

7 旅 費

本事業の実施に伴う旅費は、県立教育研究所で負担する。

8 応募手続及び書類提出先

(1) 応募に必要な書類

ア 申込書（第1号様式）

イ 市町村立学校（園）の場合には、校（園）長の推薦書（第2号様式）、県立学校の場合には、校長の推薦書（第3号様式）

(2) 提出先

県立教育研究所 研究開発部

〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

(3) 応募期日等

平成29年4月17日（月）までに、(1) ア、イの書類を提出すること。ただし、市町村立学校（園）の場合は、当該市町村教育委員会を通じて提出すること。

9 平成29年度奈良県教育委員会指定研究 第1回研究会

(1) 日時

平成29年5月8日（月）15:00～17:00

(2) 場所

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

(別表)

平成29年度奈良県教育委員会指定研究 研究主題一覧表

共通テーマ 「学びをつなぐ」

プロジェクト研究 (研究員12名)

	分野	研究主題	研究内容	募集人数等
I	幼小接続	遊びから主体的な学びへつなぐ幼小接続の在り方	幼児期から児童期への学びを円滑に接続するためのカリキュラムについて研究する。	小学校とその校区内の幼稚園等から 計2名 ※2年間の継続研究とする。
II	言語活動の充実1	アクティブ・ラーニングの視点からの授業づくり	<国語> 育成すべき資質・能力を明確にし、主体的・対話的で深い学びの視点から言語活動を充実させ、学習過程を質的に向上させる方法について研究する。	小学校、中学校、高等学校から 計1名
	言語活動の充実2		<外国語活動・英語> 主体的・対話的で深い学びの過程を意識した言語活動の設計について研究する。	小学校、中学校、高等学校から 計1名
	言語活動の充実3		<社会・地歴> 主体的・対話的な活動を取り入れ、自分と社会とのつながりを明らかにすることを通して深い学びを実現する授業づくりについて研究する。	小学校、中学校、高等学校から 計1名
	理数教育1		<理科> 科学的に探究する過程を重視することから深い学びを目指した授業づくりについて研究する。	小学校、中学校、高等学校から 計1名
	理数教育2		<算数・数学> 主体的・対話的で深い学びを実現する算数・数学科の授業づくりと学習意識の変容について研究する。	小学校、中学校、高等学校から 計1名
	I C T活用		主体的・対話的で深い学びの過程を実現するために効果的なI C Tの活用の在り方について研究する。	小学校、中学校、高等学校から 計1名
III	教育相談	開発的教育相談の効果的な活用の在り方～ストレスマネジメントを中心として～	児童生徒の学校不適応の未然防止等に向け、ストレスマネジメントを中心とした開発的教育相談を教育活動に導入し、その効果的な活用の在り方について研究する。	中学校から 計2名 ※2年間の継続研究の2年目であるため原則としてH28と同一の研究員とする。
IV	特別支援教育	地域に応じた効果的な支援体制の在り方	インクルーシブ教育推進に向け、多様な教育的ニーズに対応できる学校と地域の在り方について研究する。	小学校、中学校、特別支援学校から 計2名

個人研究 (研究員4名)

分野	研究主題	募集人数等
学校事務	学校経営ビジョンの達成に向けて、主体的に行動できる事務職員を目指して	小学校、中学校から 計1名
教材・教具	学習意欲を高める教材・教具	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校から 計2名
校内研修	若手教員育成のためのO J T	小学校、中学校、高等学校から 計1名

年 月 日

県立教育研究所長 殿

学校(園)名

職 氏 名 印

平成29年度奈良県教育委員会指定研究員申込書

平成29年度奈良県教育委員会指定研究員を下記のとおり希望します。

記

研究部門	A プロジェクト研究 (プロジェクト番号 I・II・III・IV) (該当番号を○で囲む) (分野)
	B 個人研究 (分野)
研究主題	
研究主題に関する現在までの研究の経過と今後の研究計画	
上記研究主題以外の研究	

第 号
年 月 日

県立教育研究所長 殿

〇〇立〇〇〇〇学校(園)長 印

平成29年度奈良県教育委員会指定研究員推薦書

平成29年度奈良県教育委員会指定研究員として下記の者を推薦します。

記

応募者職氏名	
研究主題	
推薦理由	

第 号
年 月 日

上記のとおり推薦がありましたので申請します。

〇〇〇〇教育委員会教育長 印

第 号
年 月 日

教育研究所長 殿

〇〇〇〇学校長 印

平成29年度奈良県教育委員会指定研究員推薦書

平成29年度奈良県教育委員会指定研究員として下記の者を推薦します。

記

応募者職氏名	
研究主題	
推薦理由	

各市町村教委教育長 }
各学校(園)長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

子どもの元気をつくる「早寝早起き朝ごはん」～生活習慣向上の
ための指導者研修会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひ
します。

記

1 趣 旨

子どもの健やかな心と体を育むために、生活リズムを整え、「早寝早起き朝ごはん」の重要
性について理解を深める。

2 期日及び会場

平成 2 9 年 3 月 3 日（金）

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄 2 2 - 1

3 参加対象者

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員、
保育所職員、各市町村教育委員会指導事務担当者、幼稚園及び保育所指導事務担当者

4 日 程

1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 0 開会

1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 0 0 実践報告

1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 講演

5 内 容

- (1) 実践報告 「元気なならっ子約束運動の取組」

田原本町立南幼稚園 園長 金井 文子

- (2) 講演 「子どもの発達と睡眠」

大阪大学大学院連合小児発達学研究科 毛利 育子

6 参加申込み

平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、平成29年2月28日（火）までに下記宛てFAXで申し込むこと。

県立教育研究所教育経営部教育企画係

FAX 0744-33-8909

各 県 立 高 等 学 校 長 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度キャリアセミナーの開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、生徒の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 目 的

奈良県立高等学校の生徒に対するキャリア教育の一環として、特定の業界や専門分野の開発をしている事業所において、様々な話を伺うとともに見学などを行うことにより、職業意識の醸成と更なる学習意欲の喚起を図る。

2 日時・会場及び募集人数

日時	会場	募集人数
平成29年3月14日（火）15:00～17:00	アクティブリンク（株）	10名
平成29年3月15日（水）13:00～15:00	奈良東病院	10名
平成29年3月15日（水）15:00～17:00	アクティブリンク（株）	10名
平成29年3月21日（火）10:00～12:00	税理士法人 縁	5名
平成29年3月22日（水）13:00～15:00	奈良東病院	10名
平成29年3月23日（木）10:00～16:00	野村證券（株）奈良支店	10名
平成29年3月24日（金）10:00～16:00	野村證券（株）奈良支店	10名
平成29年3月31日（金）10:00～12:00	税理士法人 縁	5名

3 参加対象者

奈良県立高等学校の生徒のうち、大学進学希望で受入事業所の業界や分野に関心のある者

※学校長及び保護者の承認を得て参加すること。

4 内 容

(1) アクティブリンク (株)

アシストスーツ (人間の動作を補助する着用形ロボット) のデモンストレーション、業界及び事業内容に関する説明、質疑応答

(2) 奈良東病院

ジョブシャドウイング (リハビリ回診、レントゲン画像やCT画像の読影)、座談会

(3) 税理士法人 縁

税理士の業務内容に関する説明、事務所見学、質疑応答

(4) 野村証券 (株) 奈良支店

金融業界の概要と経済に関する説明、店舗見学、質疑応答

5 参加申込み

平成29年2月8日付け教研第513号「平成28年度キャリアセミナー参加者の募集について」により、各学校で参加者を取りまとめ、平成29年2月28日(火)までに、下記宛てFAXで申し込むこと。

県立教育研究所キャリアサポートセンター

FAX 0744-33-8909

6 その他

(1) より多くの高等学校から参加いただくため、奈良東病院以外への応募は各学校1事業所当たり2名までとする。

(2) 応募者が募集人数を超えた場合、先着順とする。

各市町村教委教育長 }
各 園 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度就学前教育センター明日の保育をつくる
人材育成フォーラムの開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 目 的

就学前教育の現場における今日的課題や幼稚園・認定こども園・保育所における質の高い教育・保育の提供に向けた人材育成の体制の構築を目指す。

2 参加対象者

幼稚園、幼保連携型認定こども園教職員、保育所職員、各市町村教育委員会指導事務担当者、幼稚園及び保育所指導事務担当者

3 日程及び内容

(1) 第1回 「奈良県の幼児教育の様子と人材育成に向けて①」

日時 平成29年3月7日（火） 15:00～17:00

場所 奈良県社会福祉総合センター

橿原市大久保町320番11

講演 「これからの幼児教育～保育の質・記録と発信の重要～」

鳴門教育大学 教授 木下 光二

(2) 第2回 「奈良県の幼児教育の様子と人材育成に向けて②」

日時 平成29年3月9日(木) 15:00～17:00

場所 やまと郡山城ホール

大和郡山市北郡山町211-3

講演 「就学前教育の質の向上を考える～次期幼稚園教育要領等の改訂を踏まえて～」

名古屋学芸大学 教授 津金 美智子

(3) 第3回 「奈良県の幼児教育の様子と人材育成に向けて③」

日時 平成29年3月11日(土) 9:30～11:30

場所 県立教育研究所

磯城郡田原本町秦庄22-1

講演 「子どもの生活と保護者支援」 大阪総合保育大学 教授 大方 美香

4 参加申込み

平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、職名、氏名の他に、参加日を(A)項目欄に記入の上、平成29年3月6日(月)までに下記宛て郵送又はFAXで申し込むこと。

〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

県立教育研究所教育経営部教育企画係

TEL 0744-33-8902

FAX 0744-33-8909

5 その他

本フォーラムは、就学前教育に関心のある県民も参加できるものとする。